

(写)

長門市告示第8号

令和6年3月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月6日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和6年2月16日 午前9時30分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第1号 令和5年度長門市一般会計補正予算（第11号）

第2号 令和5年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

第3号 令和5年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第3号）

第4号 令和5年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

第5号 令和5年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

第6号 令和5年度長門市水道事業会計補正予算（第3号）

第7号 令和5年度長門市下水道事業会計補正予算（第3号）

第8号 令和6年度長門市一般会計予算

第9号 令和6年度長門市国民健康保険事業特別会計予算

第10号 令和6年度長門市湯本温泉事業特別会計予算

第11号 令和6年度長門市介護保険事業特別会計予算

第12号 令和6年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算

第13号 令和6年度長門市水道事業会計予算

第14号 令和6年度長門市下水道事業会計予算

第15号 長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第16号 長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

第17号 長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第18号 長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第19号 長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 第 20 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例
- 第 21 号 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 22 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 23 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 24 号 長門市漁港土砂採取料等徴収条例及び長門市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第 25 号 長門市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 第 26 号 長門市水道給水条例の一部を改正する条例
- 第 27 号 長門市農村婦人の家条例を廃止する条例
- 第 28 号 市道路線の認定及び変更について
- 第 29 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 第 30 号 専決処分承認について（令和 5 年度長門市一般会計補正予算（専決第 2 号））
- 第 31 号 長門市副市長の選任について
- 第 32 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 33 号 長門市教育委員会委員の任命について

令和6年3月

長門市議会定例会

議案

目 次

議 案

- 第 1 号 令和 5 年度長門市一般会計補正予算（第 11 号）
- 第 2 号 令和 5 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 号 令和 5 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 号 令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 5 号 令和 5 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 号 令和 5 年度長門市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 号 令和 5 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 号 令和 6 年度長門市一般会計予算
- 第 9 号 令和 6 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 令和 6 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算
- 第 11 号 令和 6 年度長門市介護保険事業特別会計予算
- 第 12 号 令和 6 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 13 号 令和 6 年度長門市水道事業会計予算
- 第 14 号 令和 6 年度長門市下水道事業会計予算
- 第 15 号 長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第 16 号 長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 17 号 長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 18 号 長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 19 号 長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 20 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例
- 第 21 号 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 22 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 23 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 24 号 長門市漁港土砂採取料等徴収条例及び長門市漁港管理条例の一部を改

正する条例

- 第 25 号 長門市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 第 26 号 長門市水道給水条例の一部を改正する条例
- 第 27 号 長門市農村婦人の家条例を廃止する条例
- 第 28 号 市道路線の認定及び変更について
- 第 29 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 第 30 号 専決処分の承認について（令和 5 年度長門市一般会計補正予算（専決
第 2 号））
- 第 31 号 長門市副市長の選任について
- 第 32 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 33 号 長門市教育委員会委員の任命について

議案第 15 号

長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年長門市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(7) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって</p>	<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第 4 欄に掲</u></p>

自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

別表第 2(第 4 条関係)

機関	事務	特定個人情報
(略)		
2 市長	ひとり親家庭の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「 <u>児童扶養手当関係情報</u> 」という。)であって規則で定めるもの (略)
	(略)	
8 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの
		<u>医療保険給付関係情報</u> であって規則で定めるもの
		<u>生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
		<u>児童手当関係情報</u> であって規則で定めるもの
		<u>児童扶養手当関係情報</u> であって規則で定めるもの
		<u>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報</u> であって規則で定めるもの
		<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する</u>

げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

別表第 2(第 4 条関係)

機関	事務	特定個人情報
(略)		
2 市長	ひとり親家庭の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報 であって規則で定めるもの (略)
	(略)	
8 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第 2 の 26 の項の第 4 欄に掲げる特定個人情報

<u>情報であって規則で定めるもの</u>
<u>母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第 16 号

長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例(平成 17 年長門市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則 (趣旨) 第 1 条 この条例は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 141 条第 8 項、第 142 条第 11 項及び第 143 条第 15 項の規定に基づき、市の議会の議員及び長の選挙における法第 141 条第 1 項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用及び法第 143 条第 1 項第 5 号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成並びに<u>法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ</u>(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成に要する費用の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>本則 (趣旨) 第 1 条 この条例は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 141 条第 8 項、第 142 条第 11 項及び第 143 条第 15 項の規定に基づき、市の議会の議員及び長の選挙における法第 141 条第 1 項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用及び法第 143 条第 1 項第 5 号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成並びに<u>長の選挙における法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ</u>(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成に要する費用の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

長門市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第 7 条 (略) 2 給与条例第 21 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうちの、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	本則 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第 7 条 (略) 2 給与条例第 21 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうちの、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年長門市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第 2 条 この条例で定める給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。) 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。) 基本報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、割増報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第 2 章 フルタイム会計年度任用職員</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 9 条 <u>給与条例第 20 条から第 20 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p>	<p>本則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第 2 条 この条例で定める給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。) 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u></p> <p>(2) 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。) 基本報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、割増報酬<u>及び期末手当</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第 2 章 フルタイム会計年度任用職員</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 9 条 <u>期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(期末手当を支給しようとする基準日を含む任期(当該任期の初日前から引き続き当該職として任用しているときは、当該職にある期間を通算する。)が 6 月以上の者に限る。)に対して支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、</u></p>

(削る)

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該会計年度任用職員については、当該会計年度において任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤勉手当)

第10条 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に給与条例第20条第2項に規定する割合の範囲内であって規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該会計年度任用職員については、当該会計年度において任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなして、前項の規定を適用する。

(新設)

第10条 次の各号のいずれかに該当するフルタイム会計年度任用職員には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けたフルタイム会計年度任用職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職したフルタイム会計年度任用職員

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職したフルタイム会計年度任用職員(前2号に掲げ

第3章 パートタイム会計年度
任用職員

(期末手当)

第25条 (略)

2 (略)

3 期末手当の額は、当該パートタイム会計年度任用職員の在職期間が6月以上の者として期末手当基礎額に、給与条例第20条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(6) (略)

4 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

5 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤勉手当)

る者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第3章 パートタイム会計年度
任用職員

(期末手当)

第25条 (略)

2 (略)

3 期末手当の額は、当該パートタイム会計年度任用職員の在職期間が6月以上の者として第9条第2項の例により算出した額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(6) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第 25 条の 2 給与条例第 21 条の規定

は、任期の定めが 6 月以上のパート
タイム会計年度任用職員について準
用する。この場合において、給与条
例第 21 条第 3 項中「それぞれその
基準日現在において職員が受けるべ
き給料の月額及びこれに対する地域
手当の月額の合計額」とあるのは、
「それぞれその基準日以前 6 か月以
内のパートタイム会計年度任用職員
としての在職期間における報酬の 1
月当たりの平均額」と読み替えるも
のとする。

2 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、
パートタイム会計年度任用職員の勤
勉手当について準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 1 条 長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和 2 年長門市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) <u>第 243 条の 2 の 7 第 1 項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法 <u>第 243 条の 2 の 8 第 3 項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第 2 条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) <u>第 173 条の 4 第 1 項第 1 号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) <u>第 243 条の 2 第 1 項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法 <u>第 243 条の 2 の 2 第 3 項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第 2 条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) <u>第 173 条第 1 項第 1 号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成17年長門市条例第189号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>本則</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 20 号

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

長門市証明等手数料条例（平成 17 年長門市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
<p>本則 （手数料等の徴収） 第 2 条（略） 2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者は、前項に規定する手数料のほかにその送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>別表(第 2 条関係) (その 1)</p>			<p>本則 （手数料の徴収） 第 2 条（略） (新設)</p> <p>別表(第 2 条関係) (その 1)</p>		
種類	種別	金額	種類	種別	金額
戸籍法(昭和 22 年法律第 22 号)に基づく証明等手数料	ア 戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1 通につき 450 円	戸籍法(昭和 22 年法律第 22 号)に基づく証明等手数料	ア 戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 450 円
	イ (略)	(略)		イ (略)	(略)
	ウ 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規	戸籍電子証明書提供用		(新設)	

定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	識別符号1件につき 400円
エ 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項まで	1通につき 750円

ウ 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定	1通につき 750円
---	---------------

の規定若しくは同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく除籍証明書の交付

オ (略)

カ 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明

(略)

除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき
700 円

に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付

エ (略)
(新設)

(略)

	<p>する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p> <p>キ 戸籍法第 48 条第 1 項(同法第 17 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p> <p>ク 戸籍法第 48 条第 2 項(同法第 17 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>1 通につき 350 円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円)</p> <p>書類又は届書等情報の内容を表示したもの 1 件につき 350 円</p>		<p>オ 戸籍法第 48 条第 1 項(同法第 17 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第 48 条第 2 項(同法第 17 条において準用する場合を含む。)若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p> <p>カ 戸籍法第 48 条第 2 項(同法第 17 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務</p>	<p>1 通につき 350 円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円)</p> <p>書類 1 件につき 350 円</p>
(略)			(略)		
(その 2)			(その 2)		
手数料を納付	種別	金額	手数料を納付	種別	金額

すべき者			すべき者		
(略)	(略)		(略)	(略)	
(2)	消 防 法 第 11 条 第 1 項 前 段 の 規 定 に よ る 設 置 の 許 可 を 受 け よ う と す る 者	(略)	(2)	消 防 法 第 11 条 第 1 項 前 段 の 規 定 に よ る 設 置 の 許 可 を 受 け よ う と す る 者	(略)
	貯 蔵 所	(略)		貯 蔵 所	(略)
	浮 き 屋 根 式 特 定 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所 及 び 浮 き 蓋 付 特 定 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	危険物の貯蔵 最大数量が 1,000 キロリ ットル以上 5,000 キロリ ットル未満の もの		浮 き 屋 根 式 特 定 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所 及 び 浮 き 蓋 付 特 定 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	危険物の貯蔵 最大数量が 1,000 キロリ ットル以上 5,000 キロリ ットル未満の もの
		<u>1,450,000</u> 円			<u>1,180,000</u> 円
		危険物の貯蔵 最大数量が 5,000 キロリ ットル以上 1 万キロリット ル未満のもの			危険物の貯蔵 最大数量が 5,000 キロリ ットル以上 1 万キロリット ル未満のもの
		<u>1,720,000</u> 円			<u>1,410,000</u> 円
		危険物の貯蔵 最大数量が 1 万キロリット ル以上 5 万キ ロリットル未 満のもの			危険物の貯蔵 最大数量が 1 万キロリット ル以上 5 万キ ロリットル未 満のもの
		<u>1,920,000</u> 円			<u>1,590,000</u> 円
		危険物の貯蔵 最大数量が 5 万キロリット ル以上 10 万 キロリットル 未満のもの			危険物の貯蔵 最大数量が 5 万キロリット ル以上 10 万 キロリットル 未満のもの
		<u>2,360,000</u> 円			<u>1,950,000</u> 円
		危険物の貯蔵 最大数量が 10 万キロリット ル以上 20 万 キロリットル 未満のもの			危険物の貯蔵 最大数量が 10 万キロリット ル以上 20 万 キロリットル 未満のもの
		<u>2,740,000</u> 円			<u>2,270,000</u> 円
		危険物の貯蔵 最大数量が 20 万キロリット ル以上 30 万 キロリットル 未満のもの			危険物の貯蔵 最大数量が 20 万キロリット ル以上 30 万 キロリットル 未満のもの
		<u>5,640,000</u> 円			<u>4,550,000</u> 円
		危険物の貯蔵 最大数量が 30 万キロリット ル以上 40 万			危険物の貯蔵 最大数量が 30 万キロリット ル以上 40 万
		<u>7,240,000</u> 円			<u>5,820,000</u> 円

	キロリットル未満のもの	
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	8,790,000円
(略)		
(略)		

	キロリットル未満のもの	
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	7,070,000円
(略)		
(略)		

(略)

(その3)
(表は省略)

(その4)

(略)

(その3)
(表は省略)

(その4)

種類	名称	区分	単位	金額
(略)				
低炭素建築物新築等計画の認定申請に関する事務	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(略)		備考 1～7 (略) 8 (5)に係る申請書に、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「法」という。)</u> 第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この項及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア 300㎡未満のもの 105,000円 イ 300㎡以上のもの 134,000円 9～13 (略)
(略)				

種類	名称	区分	単位	金額
(略)				
低炭素建築物新築等計画の認定申請に関する事務	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(略)		備考 1～7 (略) 8 (5)に係る申請書に、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「法」という。)</u> 第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この項及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア 300㎡未満のもの 105,000円 イ 300㎡以上のもの 134,000円 9～13 (略)
(略)				

(略)

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表（その1）の改正規定は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 21 号

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成 26 年長門市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 2 章 特定教育・保育施設の 運営に関する基準</p> <p>第 2 節 運営に関する基準</p> <p>(掲示)</p> <p>第 23 条 特定教育・保育施設は、当 該特定教育・保育施設の見やすい場 所に、運営規程の概要、職員の勤務 の体制、利用者負担その他の利用申 込者の特定教育・保育施設の選択に 資すると認められる重要事項を<u>掲示 するととともに、電気通信回線に接 続して行う自動公衆送信（公衆によ って直接受信されることを目的とし て公衆からの求めに応じ自動的に送 信を行うことをいい、放送又は有線 放送に該当するものを除く。）によ り公衆の閲覧に供しなければならない。 い。</u></p> <p>第 4 章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第 53 条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条 例の規定による書面等の交付又は提 出については、当該書面等が電磁的 記録により作成されている場合に は、当該書面等の交付又は提出に代 えて、第 4 項で定めるところによ り、教育・保育給付認定保護者又は</p>	<p>本則</p> <p>第 2 章 特定教育・保育施設の 運営に関する基準</p> <p>第 2 節 運営に関する基準</p> <p>(掲示)</p> <p>第 23 条 特定教育・保育施設は、当 該特定教育・保育施設の見やすい場 所に、運営規程の概要、職員の勤務 の体制、利用者負担その他の利用申 込者の特定教育・保育施設の選択に 資すると認められる重要事項を<u>掲示 しなければならない。</u></p> <p>第 4 章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第 53 条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条 例の規定による書面等の交付又は提 出については、当該書面等が電磁的 記録により作成されている場合に は、当該書面等の交付又は提出に代 えて、第 4 項で定めるところによ り、教育・保育給付認定保護者又は</p>

施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提供したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提供したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 22 号

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長門市国民健康保険条例（平成 17 年長門市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 6 章 保険料</p> <p>(_____ 基礎賦課総額)</p> <p>第 14 条の 3 保険料の賦課額のうち</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 基礎賦課額(第 22 条、第 22 条の 3 及び第 22 条の 4 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 27 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用 _____</p> <p>_____ の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護</p>	<p>本則</p> <p>第 6 章 保険料</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第 14 条の 3 保険料の賦課額のうち</p> <p>一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第 22 条、第 22 条の 3 及び第 22 条の 4 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 27 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用 (一般被保険者に係るものに限る。) の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護</p>

療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 _____

の額

イ 国民健康保険事業費納付金
(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用

(_____)

_____ 県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額 (_____)

国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。) _____

療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)

の額

イ 国民健康保険事業費納付金
(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用

(_____)

_____ 県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から

当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る

国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被

_____を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金

_____の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(_____

_____法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金_____

_____を除く。)

の額

(3) (略)

保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金

_____ (エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)
_____ (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。))の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられ

_____た法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)

の額

(3) (略)

(_____ 基礎賦課額)
第 15 条 保険料の賦課額のうち _____
_____ 基礎賦課額は、当該
世帯に属する被保険者につき算定し
た所得割額及び被保険者均等割額の
合算額の総額並びに当該世帯につき
算定した世帯別平等割額 _____

_____ の合計額とす
る。

(_____ 基礎賦課額の所
得割額の算定)
第 16 条 前条の所得割額は、被保険
者に係る賦課期日の属する年の前年
の所得に係る地方税法(昭和 25 年法
律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に
規定する総所得金額及び山林所得金
額並びに他の所得と区分して計算さ
れる所得の金額 (同法附則第 33 条
の 2 第 5 項に規定する上場株式等
に係る配当所得等の金額 (同法附則第
35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項の
規定の適用がある場合には、その適
用後の金額))、同法附則第 33 条の
3 第 5 項に規定する土地等に係る事
業所得等の金額、同法附則第 34 条
第 4 項に規定する長期譲渡所得の金
額 (租税特別措置法 (昭和 32 年法
律第 26 号) 第 33 条の 4 第 1 項若
しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34
条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1
項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第
1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36
条の規定の適用がある場合には、こ
れらの規定の適用により同法第 31
条第 1 項に規定する長期譲渡所得の
金額から控除する金額を控除した金
額))、地方税法附則第 35 条第 5 項
に規定する短期譲渡所得の金額 (租
税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若
しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第
34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1
項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規
定の適用がある場合には、これらの
規定の適用により同法第 32 条第 1
項に規定する短期譲渡所得の金額か

(一般被保険者に係る基礎賦課額)
第 15 条 保険料の賦課額のうち一般
被保険者に係る基礎賦課額は、当該
世帯に属する一般被保険者につき算
定した所得割額及び被保険者均等割
額の合算額の総額並びに当該世帯に
つき算定した世帯別平等割額(一般被
保険者と退職被保険者等とが同一の
世帯に属する場合には、当該世帯を
一般被保険者の属する世帯とみなし
て算定した世帯別平等割額)の合計額
とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所
得割額の算定)
第 16 条 前条の所得割額は、一般被
保険者に係る賦課期日の属する年の
前年の所得に係る地方税法(昭和 25
年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1
項に規定する総所得金額及び山林所
得金額並びに他の所得と区分して計
算される所得の金額 (同法附則第 33
条の 2 第 5 項に規定する上場株式等
に係る配当所得等の金額 (同法附則
第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11
項の規定の適用がある場合には、そ
の適用後の金額))、同法附則第 33
条の 3 第 5 項に規定する土地等に係
る事業所得等の金額、同法附則第 34
条第 4 項に規定する長期譲渡所得の
金額 (租税特別措置法 (昭和 32 年
法律第 26 号) 第 33 条の 4 第 1 項若
しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第
34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1
項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第
1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36
条の規定の適用がある場合には、こ
れらの規定の適用により同法第 31
条第 1 項に規定する長期譲渡所得の
金額から控除する金額を控除した金
額))、地方税法附則第 35 条第 5 項
に規定する短期譲渡所得の金額 (租
税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若
しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第
34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1
項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規
定の適用がある場合には、これらの
規定の適用により同法第 32 条第 1
項に規定する短期譲渡所得の金額か

ら控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 22 条第 1 項第 1 号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。第 22 条において「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第 18 条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(_____ 基礎賦課額の保険料率)

第 18 条 _____ 基礎賦

ら控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 22 条第 1 項第 1 号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。第 22 条において「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第 18 条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第 18 条 一般被保険者に係る基礎賦

課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

第18条の2から第18条の5の2ま

課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

で 削除

第 18 条の 2 保険料の賦課額のうち

退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第 18 条の 3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第 18 条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

第 18 条の 4 削除

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第 18 条の 5 第 18 条の 2 の被保険者均等割額は、第 18 条の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第 18 条の 5 の 2 第 18 条の 2 の世帯別平等割額は、第 1 号から第 3 号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第 1 号から第 3 号までに定める額とする。

(1) 第 2 号又は第 3 号に掲げる世帯以外の世帯 第 18 条第 1 項第 4 号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第 18 条第 1 項第 4 号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいな

(基礎賦課限度額)
第 18 条の 6 第 15 条 _____
の基礎賦課額 _____

_____は、65 万円を超える
ことができない。

(_____ 後期高齢者支援
金等賦課総額)

第 18 条の 6 の 2 保険料の賦課額の
うち _____ 後期高齢者
支援金等賦課額(第 22 条、第 22 条
の 3 及び第 22 条の 4 の規定により
後期高齢者支援金等賦課額を減額す
るものとした場合にあつては、その
減額することになる額を含む。)の総
額(以下「後期高齢者支援金等賦課総
額」という。)は、第 1 号に掲げる額
の見込額から第 2 号に掲げる額の見
込額を控除した額を基準として算定
した額とする。ただし、第 27 条第
1 項の規定による保険料の減免を行
う場合においては、第 1 号に掲げる
額の見込額から第 2 号に掲げる額
の見込額を控除した額に第 3 号に掲
げる額の見込額を合算した額を基準と
して算定した額とすることができる。
る。

(1) 当該年度における国民健康保険
事業費納付金の納付に要する費用
(県の国民健康保険に関する特別
会計において負担する後期高齢者
支援金等及び病床転換支援金等の
納付に要する費用に係る部分 _____

_____に限る。次
号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額
の合算額

ア 法附則第 7 条の規定により読
み替えられた法第 75 条の規定
により交付を受ける補助金(国
民健康保険事業費納付金の納付

い場合に限る。) 第 18 条第 1 項
第 4 号ウに定めるところにより算
定した額

(基礎賦課限度額)
第 18 条の 6 第 15 条又は第 18 条の
2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職
被保険者等が同一の世帯に属する場
合には、第 15 条の基礎賦課額と第
18 条の 2 の基礎賦課額との合算額を
いう。第 21 条及び第 22 条第 1 項に
おいて同じ。)は、65 万円を超える
ことができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援
金等賦課総額)

第 18 条の 6 の 2 保険料の賦課額の
うち一般被保険者に係る後期高齢者
支援金等賦課額(第 22 条、第 22 条
の 3 及び第 22 条の 4 の規定により
後期高齢者支援金等賦課額を減額す
るものとした場合にあつては、その
減額することになる額を含む。)の総
額(以下「後期高齢者支援金等賦課総
額」という。)は、第 1 号に掲げる額
の見込額から第 2 号に掲げる額の見
込額を控除した額を基準として算定
した額とする。ただし、第 27 条第
1 項の規定による保険料の減免を行
う場合においては、第 1 号に掲げる
額の見込額から第 2 号に掲げる額
の見込額を控除した額に第 3 号に掲
げる額の見込額を合算した額を基準と
して算定した額とすることができる。
る。

(1) 当該年度における国民健康保険
事業費納付金の納付に要する費用
(県の国民健康保険に関する特別
会計において負担する後期高齢者
支援金等及び病床転換支援金等の
納付に要する費用に係る部分 であ

って、県が行う国民健康保険の一
般被保険者に係るものに限る。次
号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額
の合算額

ア 法附則第 22 条の規定により
読み替えられた法第 75 条の規
定により交付を受ける補助金
(国民健康保険事業費納付金の

に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(_____

_____法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(_____後期高齢者支援金等賦課額)

第18条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額_____

_____の合計額とする。

(_____後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第18条の6の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第18条の6の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(_____後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第18条の6の6 _____後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただ

納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替

えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第18条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第18条の6の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第18条の6の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第18条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号

し書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 9 の 2 に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) (略)

(3) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 32 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 18 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

第 18 条の 6 の 7 から第 18 条の 6 の 1 1 まで 削除

ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 9 の 2 に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) (略)

(3) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 32 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 18 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第 18 条の 6 の 7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第 18 条の 6 の 8 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第 18 条の 6

の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。

第18条の6の9 削除

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第18条の6の10 第18条の6の7の被保険者均等割額は、第18条の6の6の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第18条の6の11 第18条の6の7の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。

(1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第18条の6の6第1項第4号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第18条の6の6第1項第4号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第18条の6の6第1項第4号ウに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)
第18条の6の12 第18条の6の3
の後期高齢者支援金等賦課額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)
第18条の6の12 第18条の6の3
又は第18条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第18条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第18条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額と

は、24万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第18条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第22条及び第22条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(

法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

の合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。)は、22万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第18条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第22条及び第22条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第 21 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は 1 世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった _____ 場合における当該納付義務者に係る第 15 条 _____、第 18 条の 6 の 3 _____ の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第 18 条の 8 の額又は第 22 条第 1 項各号（同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第 22 条の 3 第 1 項(同条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第 18 条 _____ の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 22 条の 3 第 4 項第 1 号(同条第 6 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第 22 条の 4 第 1 項各号(同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第 5 項各号(同条第 7 項又は第 8 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とす

第 21 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は 1 世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第 15 条、第 18 条の 2、第 18 条の 6 の 3 若しくは第 18 条の 6 の 7 の額（被保険者数が増加又は減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。) _____ における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第 18 条の 8 の額又は第 22 条第 1 項各号（同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第 22 条の 3 第 1 項(同条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第 18 条若しくは第 18 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 22 条の 3 第 4 項第 1 号(同条第 6 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第 22 条の 4 第 1 項各号(同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第 5 項各号(同条第 7 項又は第 8 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)

る。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった

日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条若しくは第18条の6の3 _____の額若しくは第18条の8の額又は第22条第1項各号に定める額、第22条の3第1項に定める第18条 _____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第4項第1号に定める額、第22条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条 _____の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29

若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条の2、第18条の6の3若しくは第18条の6の7の額若しくは第18条の8の額又は第22条第1項各号に定める額、第22条の3第1項に定める第18条若しくは第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第4項第1号に定める額、第22条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29

万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた金額)に54万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中

万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた金額)に53万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中

「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第18条の6の3_____」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

- 第22条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第18条_____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条_____」とあるのは「第18条の6の6_____」と_____

____、第2項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、第22条に規定

「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

- 第22条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条又は第18条の5」とあるのは「第18条の6の6又は第18条の6の10」と、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」と、第2項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、第22条に規定

する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第18条_____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) (略)

5 (略)

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条_____」とあるのは「第18条の6の6_____」と_____

____、第5項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条_____の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く)。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す

する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) (略)

5 (略)

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条又は第18条の5」とあるのは「第18条の6の6又は第18条の6の10」と、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」

と、第5項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く)。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す

る。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第18条の6の3_____」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者であるものに限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第15条_____の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第18条の6の3_____」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。

る。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者であるものに限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者であるものに限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者であるものに限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6章の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 23 号

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

長門市介護保険条例（平成 17 年長門市条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>（保険料の額）</p> <p>第 4 条 <u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料の額は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>28,392 円</u></p> <p>(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>42,744 円</u></p> <p>(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>43,056 円</u></p> <p>(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>56,160 円</u></p> <p>(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>62,400 円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>74,880 円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>本則</p> <p>（保険料の額）</p> <p>第 4 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料の額は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>29,940 円</u></p> <p>(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>44,910 円</u></p> <p>(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>44,910 円</u></p> <p>(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>53,892 円</u></p> <p>(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>59,880 円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>71,856 円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第 8 号イ又は第 9 号イ</u>に該当する者を除く。）</p>

(7) 次のいずれかに該当する者 7
8,000 円

ア 合計所得金額が 210 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 9
3,600 円

ア 合計所得金額が 320 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 1
06,080 円

ア 合計所得金額が 420 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者
118,560 円

(7) 次のいずれかに該当する者 7
4,850 円

ア 合計所得金額が 125 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第 9 号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 7
7,844 円

ア 合計所得金額が 210 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。）、又は次号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 8
9,820 円

ア 合計所得金額が 320 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。）、に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 101,796 円

ア 合計所得金額が 520 万円未満
である者であり、かつ、前各号
のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が
課される保険料の額についてこ
の号の区分による額を適用され
たならば保護を必要としない状
態となるもの（令第 39 条第 1
項第 1 号イ（（1）に係る部分
を除く。））、次号イ、第 12 号
イ又は第 13 号イに該当する者
を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者
131,040 円

(新設)

ア 合計所得金額が 620 万円未満
である者であり、かつ、前各号
のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が
課される保険料の額についてこ
の号の区分による額を適用され
たならば保護を必要としない状
態となるもの（令第 39 条第 1
項第 1 号イ（（1）に係る部分
を除く。））、次号イ又は第 13
号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者
143,520 円

(新設)

ア 合計所得金額が 720 万円未満
である者であり、かつ、前各号
のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が
課される保険料の額についてこ
の号の区分による額を適用され
たならば保護を必要としない状
態となるもの（令第 39 条第 1
項第 1 号イ（（1）に係る部分
を除く。）又は次号イに該当す
る者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者
149,760 円

(新設)

ア 合計所得金額が 1,000 万円未
満である者であり、かつ、前各
号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が
課される保険料の額についてこ
の号の区分による額を適用され
たならば保護を必要としない状

態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 156,000円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、17,784円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料の額について準用する。この場合において、前項中「17,784円」とあるのは、「30,264円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料の額について準用する。この場合において、第2項中「17,784円」とあるのは、「42,744円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1

(新設)

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、17,964円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料の額について準用する。この場合において、前項中「17,964円」とあるのは、「29,940円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料の額について準用する。この場合において、第2項中「17,964円」とあるのは、「41,916円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割

号から第 13 号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。	りにより算定した保険料の額の合算額とする。
4 (略)	4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長門市介護保険条例第 4 条の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 24 号

長門市漁港土砂採取料等徴収条例及び長門市漁港管理条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市漁港土砂採取料等徴収条例及び長門市漁港管理条例の一部を改正する
条例

(長門市漁港土砂採取料等徴収条例の一部改正)

第 1 条 長門市漁港土砂採取料等徴収条例（平成 17 年長門市条例第 134 号）の一
部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (趣旨) 第 1 条 この条例は、 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 39 条の 5 第 1 項の規定による土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)の徴収について必要な事項を定めるものとする。	本則 (趣旨) 第 1 条 この条例は、 <u>漁港漁場整備法</u> (昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 39 条の 5 第 1 項の規定による土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)の徴収について必要な事項を定めるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市漁港管理条例の一部改正)

第 2 条 長門市漁港管理条例（平成 17 年長門市条例第 136 号）の一部を次のよう
に改正する。

改正後	現行
本則 (趣旨) 第 1 条 この条例は、 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する別表第 1 に掲げる漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。	本則 (趣旨) 第 1 条 この条例は、 <u>漁港漁場整備法</u> (昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する別表第 1 に掲げる漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 25 号

長門市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

長門市空家等対策の推進に関する条例（平成 29 年長門市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(空家等対策計画)</p> <p>第 6 条 市長は、<u>法第 7 条第 1 項</u>の規定に基づき、同条第 2 項に規定する事項について、長門市空家等対策計画を定めるものとする。</p> <p>(空家等対策協議会)</p> <p>第 7 条 市長は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、<u>法第 8 条第 1 項</u>の規定に基づき、長門市空家等対策協議会を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理不全空家等に対する措置)</p> <p>第 9 条 <u>市長が行う管理不全空家等に係る指導又は勧告は、法第 13 条の定めるところによる。</u></p> <p>(特定空家等に対する措置)</p> <p>第 10 条 市長が行う特定空家等に係る助言、指導、勧告、命令及び行政代執行は、<u>法第 22 条</u>の定めるところによる。</p> <p>(警察その他の関係機関との連携)</p> <p>第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に<u>法第 9 条及び法第 22 条</u>の規定により市長が行う措置に関する情報を提供し、当該空家等について法第 3 条に規定する適切な管理が実施されていない状態を解消するために必要な協力を求めることができる。</p>	<p>本則</p> <p>(空家等対策計画)</p> <p>第 6 条 市長は、<u>法第 6 条第 1 項</u>の規定に基づき、同条第 2 項に規定する事項について、長門市空家等対策計画を定めるものとする。</p> <p>(空家等対策協議会)</p> <p>第 7 条 市長は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、<u>法第 7 条第 1 項</u>の規定に基づき、長門市空家等対策協議会を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(特定空家等に対する措置)</p> <p>第 9 条 市長が行う特定空家等に係る助言、指導、勧告、命令及び行政代執行は、<u>法第 14 条</u>の定めるところによる。</p> <p>(警察その他の関係機関との連携)</p> <p>第 10 条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に<u>法第 9 条及び法第 14 条</u>の規定により市長が行う措置に関する情報を提供し、当該空家等について法第 3 条に規定する適切な管理が実施されていない状態を解消するために必要な協力を求めることができる。</p>

(委任)
第12条 (略)

(委任)
第11条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 26 号

長門市水道給水条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市水道給水条例の一部を改正する条例

長門市水道給水条例（平成 17 年長門市条例第 191 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 5 章 管理 (給水装置の基準違反に対する措置) 第 38 条 (略)</p> <p>2 市長は、給水を受けようとする者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項ただし書の規定により国土交通省令で定める給水装置の構造及び材質の基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。</p> <p>第 7 章 布設工事監督者等 (布設工事監督者の資格) 第 45 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の工事に関する講習の課程を修了した者</p> <p>(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格) 第 46 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第 5 章 管理 (給水装置の基準違反に対する措置) 第 38 条 (略)</p> <p>2 市長は、給水を受けようとする者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項ただし書の規定により厚生労働省令で定める給水装置の構造及び材質の基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。</p> <p>第 7 章 布設工事監督者等 (布設工事監督者の資格) 第 45 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の工事に関する講習の課程を修了した者</p> <p>(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格) 第 46 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(6) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
(7) (略)	(7) (略)
2 (略)	2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 27 号

長門市農村婦人の家条例を廃止する条例

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市農村婦人の家条例を廃止する条例

長門市農村婦人の家条例（平成 17 年長門市条例第 120 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（長門市使用料徴収条例の一部改正）

2 長門市使用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

名称	室名	区分	使用料(円)	摘要
農村 婦人 の家	郷土芸能文化 伝承室	1 時間につき	150	8 時 30 分から 22 時 まで
	農林産物食品 加工室	1 時間につき	150	
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の 2 倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の 5 割増とする。 3 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1 時間として計算する。 4 光熱水費は別に実費を徴収する。				

」

を削る。

議案第 28 号

市道路線の認定及び変更について

次のとおり市道路線を認定し、及び変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

路線名	認定（変更後）路線		廃止（変更前）路線		摘要
	起点	終点	起点	終点	
大浦東線	油谷向津具下 字堂ノ元	油谷向津具下 字屋敷	油谷向津具下 字堂ノ元	油谷向津具下 字屋敷	変更
大浦東 1 号線	油谷向津具下 字堂ノ元	油谷向津具下 字荒神村			認定
境川上の山 1 号線	西深川 字上の山	西深川 字深田			認定

議案第 29 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組合に萩・長門清掃一部事務組合を加入させ、山口県市町総合事務組合同約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 8 号及び同条第 11 号に規定する事務を共同処理する団体に、萩・長門清掃一部事務組合を加えること並びにこれに伴い山口県市町総合事務組合同約を下記のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

山口県市町総合事務組合同約の一部を改正する規約

山口県市町総合事務組合同約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改める。

別表第 2 の 2 の項中「、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合」を「、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合」に改め、同表の 6 の項中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、

周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合」に改め、同表の 8 の項中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、周南東部環境施設組合、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改め、同表の 11 の項中「下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合」を「山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

専決処分の承認について（令和 5 年度長門市一般会計補正予算（専決第 2 号））

令和 5 年度長門市一般会計補正予算（専決第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 月 22 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 31 号

長門市副市長の選任について

長門市副市長に下記の者を選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、市議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 大谷恒雄
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 32 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 原田真由美
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 33 号

長門市教育委員会委員の任命について

長門市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 川端由紀子
- 3 生年月日 [REDACTED]